

目次

規則

- 優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則（建築宅地課）

告示

- 飲酒運転根絶重点区域の指定（地域交通政策課）
- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（2件）（水産林政総務課）
- 保安林の指定の予定（3件）（森林整備課）
- 都市計画変更案の縦覧（都市計画課）
- 事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（建築宅地課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（環境対策課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 6 号

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良住宅認定事務施行細則（昭和49年宮城県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(申請書の提出部数)</p> <p>第4条 この規則の規定により知事に提出する申請書及びその添付図書の提出部数は、正本及び副本各1部（一団の宅地等が2以上の市町村の区域にわたるときは、知事が指示する部数）<u>とする。</u></p> <p>様式第2号（第2条関係）（A4）</p> <table border="1" data-bbox="232 778 1120 1088"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申告書 [略]</td> </tr> <tr> <td>1 [略] [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>免許番号</td> <td><u>国土交通大臣</u> 免許() 号 知事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2・3 [略]</td> </tr> </table>	申告書 [略]		1 [略] [略]	[略]	免許番号	<u>国土交通大臣</u> 免許() 号 知事	[略]	[略]	2・3 [略]		<p>(申請書の提出部数等)</p> <p>第4条 この規則の規定により知事に提出する申請書及びその添付図書の提出部数は、正本及び副本各1部（一団の宅地等が2以上の市町村の区域にわたるときは、知事が指示する部数）<u>とし、当該申請に係る一団の宅地等の所在する区域を所管する土木事務所長を経由するものとする。</u></p> <p>様式第2号（第2条関係）（A4）</p> <table border="1" data-bbox="1173 778 2060 1088"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申告書 [略]</td> </tr> <tr> <td>1 [略] [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>免許番号</td> <td><u>建設大臣</u> 免許() 号 知事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2・3 [略]</td> </tr> </table>	申告書 [略]		1 [略] [略]	[略]	免許番号	<u>建設大臣</u> 免許() 号 知事	[略]	[略]	2・3 [略]	
申告書 [略]																					
1 [略] [略]	[略]																				
免許番号	<u>国土交通大臣</u> 免許() 号 知事																				
[略]	[略]																				
2・3 [略]																					
申告書 [略]																					
1 [略] [略]	[略]																				
免許番号	<u>建設大臣</u> 免許() 号 知事																				
[略]	[略]																				
2・3 [略]																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第76号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成 19 年宮城県条例第 86 号）第 15 条第 1 項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公表する。

令和 8 年 2 月 20 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

飲酒運転根絶重点区域	指 定 日	指 定 期 間
仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
仙台市宮城野区榴岡一丁目、二丁目及び四丁目	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
仙台市太白区长町三丁目、五丁目及び七丁目	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
仙台市泉区泉中央一丁目	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
塩竈市尾島町	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
登米市迫町佐沼字中江一丁目から五丁目まで	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
大崎市古川北町一丁目、台町及び東町	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第77号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 8 年 2 月 20 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
扇 宗輝	夢眠在宅マッサージ宮城 2	大崎市古川穂波三丁目 7 番 57 号	令和 8 年 1 月 13 日

宮城県告示第78号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 2 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 8 年 2 月 20 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 108 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち尾浦の区域
同意成立の届出年月日	令和 8 年 1 月 28 日
発起人の住所及び氏名	牡鹿郡女川町尾浦字尾浦 50－9 大坂 善治 牡鹿郡女川町尾浦字尾浦 50－13 鈴木 勝広
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	6 人

宮城県告示第79号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 2 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 8 年 2 月 20 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 109 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち竹浦の区域
同意成立の届出年月日	令和 8 年 1 月 28 日
発起人の住所及び氏名	石巻市伊原津 1 - 8 - 31 鈴木 祐二 牡鹿郡女川町竹浦字月浜 6 - 7 藤田 清貴
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	2 人

宮城県告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所
栗原市若柳有賀字新山 31-28、31-92、31-94
 - 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字石貝 129-1、129-2、字黄牛深畑 159-179、159-180、159-186、159-188、159-190、159-192、159-193、159-221、159-222

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所
栗原市花山字本沢虚空蔵 51-2、字草木沢小田裏 14-1、15-1、15-3、15-9、15-12、15-42
 - 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 都市計画の種類

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

仙南広域都市計画区域

3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、白石市役所（建設部都市創造課）、角田市役所（産業建設部都市計画課）、蔵王町役場（建設課）、大河原町役場（地域整備課）、村田町役場（建設水道課）、柴田町役場（都市建設課）、川崎町役場（建設課）、丸森町役場（建設課）

4 縦覧期間

令和8年2月20日から令和8年3月6日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

宮城県告示第84号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により告示する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 宅地建物取引業者の商号又は名称
けんちゃん不動産
- 2 代表者の氏名
菊池 健太郎
- 3 事務所の所在地
仙台市宮城野区榴岡3-6-30 エクセレントエイト101
- 4 免許年月日及び免許証番号
令和5年6月14日 宮城県知事(1)第6968号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度公共用水域水質分析等業務
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月23日まで
- (4) 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (3) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用する等していると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）別表第4に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」）の登録を受けていること。
- (6) 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 電話022—211—3335）へ令和8年2月27日（金）午後5時までに申請すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、紙による入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県環境生活部環境対策課水環境班(担当 佐藤 電話 022—211—2666)

- (3) 入札説明書の交付

原則、電子調達システムからのダウンロードによる。

紙による交付を希望する場合は、令和8年2月20日(金)から令和8年2月25日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに申し出ること。

- (4) 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和8年3月5日(木)午後5時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札書の提出期限等

ア 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年3月9日(月)から令和8年3月13日(金)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和8年3月13日(金)午後5時まで

(イ) 提出場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合は、(7)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

- (6) 開札の日時及び場所

令和8年3月16日(月)午後3時

宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室又は電子調達システム

4 入札に参加することができない者

- (1) 2に定める資格を有しない者
(2) 入札参加資格の審査において、資格を有する者と認められなかった者

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
(3) 契約保証金 財務規則第103条及び第104条の規定による。
(4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) Required: Water quality analysis 1 set.
- 2 Deadline to Submit Bid: March 13, 2026, 5:00 p.m.
- 3 Place and Time of Bid Selection: March 16, 2026, 3:00 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room.
- 4 Contact: Atsumi Sato, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
Tel. : 022-211-2666
- 5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process: Japanese yen and Japanese

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 2 月 20 日

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡利府町澤乙字寺下 1 番 7

多賀城市高崎 3 丁目 8 番 13-308 号

坂本 卓也